



Title	播磨国赤穂郡久富保の基本史料について
Author(s)	前田, 徹
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1996, 30, p. 31-54
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48058
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

播磨国赤穂郡久富保の基本史料について

前 田 徹

はじめに

播磨国赤穂郡久富保は、基本史料となる東寺百合文書牛函五号の五通の文書が、播磨国在庁官人の奏為辰なる人物による開発所領形成の様相をいきいきと示していることから、他に類例の少ない領主的開発の典型的な姿を示すものなどとして、多くの研究者の注目を集めてきた。研究史における論点は、在地領主制の形成過程をはじめ、保の制度的特質についてや、初期中世の用水路建設の具体例としての検討、あるいはこの史料が示す開発地の景観復原的研究など多岐にわたっている。⁽¹⁾しかし、これまでの研究の集大成ともいえる『相生市史』第一巻において、馬田綾子氏は、この史料の伝来についての通説を批判し、これは一三三〇年前後に作成されたいわゆる偽文書であり、平安後期の状況を示す一次史料とはなりえないと論じた。⁽²⁾この後、馬田氏の説に対する積極的な批判は提示されておらず、また久富保についての新たな研究も、『相生市史』第三巻の歴史地理学的論考を除いては管見の限り提出されていない。⁽³⁾

馬田氏らの執筆による『相生市史』の矢野荘の歴史過程の叙述は、研究史で提起されている諸論点を過不足なく含み込んだもので、充実した資料編と併せて本稿の考察はこれに多大の恩恵を受けている。しかし、久富保の基本史料を一四世紀前期の作成とする点については、いくつかの疑問点があるように思われる。そこで本稿では、馬田氏の論に対する筆者の疑問点を提示しながら、この史料の真偽の検討を筆者なりに行う。ごく限られた問題の細かな考証であるが、研究史上において注目を集めてきた史料であるので、ここに私見を述べることにしたい。

一 史料の伝来についての研究史

本稿で検討する東寺百合文書・牛函五号文書は、案文の形態をとる七通の文書が一巻に成巻されて伝来している。

卷子第一紙の端裏には、「開発相承文書等案」と記されている。そこで本稿では以下この名称によって、牛函五号文書全体を表示することとしたい。まず、文書名と記載されている年代をあげておく。⁽⁴⁾

史料1 延久三(一〇七二)年六月二五日「播磨大掾奏為辰解案」

史料2 承保二(一〇七五)年三月一六日「播磨国赤穂郡司奏為辰解案」

史料3 承保二(一〇七五)年四月二八日「播磨国赤穂郡司奏為辰解案」

史料4 承暦三(一〇七九)年一月三日「播磨大掾奏為辰解案」

史料5 承徳二(一〇九八)年二月一〇日「播磨大掾奏為辰久富保公文職并重次名地主職等讓状案」

史料6 建仁三(一一〇三)年八月五日「北条時政書状案」

史料7 承元四（一二二〇）年九月一日「北条義時書状案」

この史料の伝来については、すでに戦前の清水三男氏の研究で南北朝期に寺田範長が東寺に提出した案文であるとの指摘⁽⁶⁾があったが、馬田氏の研究以前に通説的位置を占めていたのは上島有氏の研究であった。氏は、南北朝初期のものと推定する「寺田範長申状案」⁽⁷⁾の記述から、永仁年間の下地中分に決着した矢野荘領家藤原氏と地頭海老名氏との相論⁽⁸⁾の際に、公文寺田法念が領家藤原氏と相談して備進した文書の案文が「開発相承文書等案」であるとした。そして、貞和四（一三四八）年五月に寺田範長が錢一五貫文を東寺から借用することとなり、その際に質物として他四種の文書群とともに「開発相承文書等案」が東寺に引き渡された結果、現在のように東寺に伝来することになったとしている。

このような真文書とみる見解とは別に、早く宮川満氏は、文書の伝来にかかわっていた寺田法念がこの地域における悪党の張本人であった点などをもとに、「開発相承文書等案」の真偽については、やや疑問の余地があると指摘していた。但し、宮川氏は疑問点はあるが、史料の記述自体は一一世紀の実情を伝えているとしている⁽⁹⁾。また、久保田和彦氏は史料の伝来過程については上島氏と同様の見解を述べつつも、史料1の一部に案文作成時の加筆が存在するとしている⁽¹⁰⁾。このような真偽の検討をより深め、「開発相承文書等案」を鎌倉末・南北朝初期に作成された偽文書であるとしたのが、『相生市史』第一巻の馬田綾子氏の論考である。本稿で主な検討対象とする議論なので、その論拠をやや詳しく確認しておきたい。

まず第一に、史料3によって示される秦為辰の領有権申請領域が、矢野荘立荘時の状況とうまくかみ合わない

いう点を指摘している。史料3に記載された四至は、現存の地名や近世史料によって現地比定が行われている⁽¹¹⁾。その成果によると、史料3に記載された四至内の土地は、鎌倉期には「浦分」と呼ばれた相生湾沿岸地域、戦後の町村合併以前の旧相生市域に⁽¹²⁾ほぼ相当するとされている。馬田氏は、この地域が矢野荘立荘時に「那波野・佐方野」と呼ばれ未開発地とされていた点が問題とする。史料1～5が示す内容では、この地域は一一世紀後期に秦為辰によって開発され、国衙からその領有権が認められて子孫に相伝されていたことになるが、その土地が一二世紀前期の矢野荘立荘時に野地に戻っているのはおかしく、また開発地であっても完全に野地に戻ってしまったならば、その時点で土地に対する権利は失われるはずであるとする。このような点を、「開発相承文書等案」の信憑性に疑問を生じさせる点とする。

第二に、史料5で秦為辰が子息に譲与した名が重次名と記載されている点も疑問点としている。「開発相承文書等案」を所有していたことから秦為辰の子孫と考えられていた矢野荘公文職の寺田一族の名は、鎌倉期の史料では一貫して重藤名であり、名名が違っているのは不自然とする。

第三に、上島氏らが注目していた「寺田範長申状案」の記述に不自然な点があると指摘する。この史料で寺田範長は、下地中分に決着した相論の際に、彼の祖父法念が「開発相承文書等案」を備進したと述べている。しかし馬田氏は、史料3が示す四至にはば相当する浦分は永仁の下地中分の対象地ではなく、史料3を含む「開発相承文書等案」は下地中分に決着した訴訟における証拠書類とはならない、という点が不自然であるとしている。馬田氏は、これら三点から「開発相承文書等案」を偽文書としたのである。

さらに氏は、「寺田範長申状案」の記載をもとに、偽文書利用の目的について述べている。「寺田範長申状案」

の東寺に対する陳述は、東寺が当時支配を及ぼしていなかった浦分地域の下地中分を獲得する手段として、範長が「開発相承文書等案」を提供することを述べたものであり、見返りとして矢野荘例名の公文職以下の安堵を求めたものであるとしている。また、「偽文書」作成の時期については、あくまでも可能性にとどまるとしながらも、一三三〇年前後の、矢野荘元領家藤原冬綱と東寺との浦分をめぐる相論の過程で、藤原氏側についた寺田範長によって偽作されたのではないか、としている。

二 偽文書説の検討

次に馬田氏の論拠について、それぞれ検討してみたい。まず、第一の論拠についてであるが、馬田氏は史料1-4によって示される秦為辰の開発地が荒廃していたとすれば、領有権自体存在しなくなるはずであるとして、文書の信憑性を疑っている。しかし、ここには論理の飛躍があるのではないだろうか。仮に秦為辰が子孫に伝えた開発地の領有権が荒廃によって消滅したとしても、そのことと、文書自体が存在することとはまったく別次元の問題である。そこに記載された領有権の消滅とはかわりなく、文書自体が存在し続ける可能性は十分ありうることでないだろうか。したがって馬田氏の第一の論拠は、「開発相承文書等案」を偽文書とする論拠にはならない。

第二の、名名が異なる問題については、確かに疑問とすることもできようが、逆に真文書であるとする論拠にもなりうるのではないだろうか。わざわざ名名が異なる文書を偽造する理由がよくわからないからである。このようにこの点だけでは真偽いずれとも断定はできないであろう。

次に第三の論拠について考える。馬田氏は、「開発相承文書等案」の示す四至が永仁の下地中分の範囲と重なら

ず、裁判の証拠書類とまらない点から、信憑性を疑っている。しかし、この点も必ずしも偽文書とする決定的な論拠にはならないと思われる。というのは、幕府の法廷において、一方の当事者が争点とは関係のない文書を証拠書類として提出している事例がいくつか確認できるからである。例えば、延応元（一二三九）年五月の「関東下知状」では、幕府は訴人が提出した四通の証拠書類のうち三通を、係争内容と関わりのない「他事」についての文書であるとして証拠から除外している。⁽¹⁴⁾ また、仁治元（一二四〇）年閏一〇月の「関東下知状」では、争点の一つとして承久の乱後の地頭設置の経緯についてがあったが、幕府は、訴人が提出した「寛治・応保・元暦・文治等」の文書は承久の乱以前のもののなので、乱後に地頭が設置された経緯についての証文にはならないとしている。⁽¹⁵⁾ これらのことは、幕府の裁判の場に、客観的には特に争点と関係があるとは思われない文書が提出されることも、ままありえたことを示している。とすれば、馬田氏が問題とした、「開発相承文書等案」の証拠能力の無さについても、それをある程度承知の上で、領家・公文側が提出した可能性もありえないことではない。このように考えると、この点も史料の信憑性を疑う論点としては不十分であるといえよう。

次に、偽文書利用目的の論証について検討を行いたい。まず、「寺田範長申状案」の関係部分を引用しておく。

史料 8 年欠「寺田範長申状案」

一 忠功事

当庄中分以前者、御年式^(マ)五十余石、猶以地頭抑留之間、所濟有名無実也、而祖父法念^(寺田)与前領家範親朝臣、令^(藤原)申^(藤原)談之、令^(藤原)備^(藤原)進法念所持開発相承公驗文書并北条遠州時政吹挙状等、被^(藤原)経^(藤原)御沙汰、被^(藤原)折^(藤原)中当庄^(藤原)以降、下地

一円進止之間、乃貢日比超過莫太也、豈非_ニ希代之忠勤_ニ哉、然即法念子孫更不可_レ有_ニ牢籠_一者也、所_レ謂中分
 関東御下知・六波羅施行等、範長令_レ所_ニ持之_一、令_レ安_ニ堵本職_一者、彼御下知等可_レ令_レ進_ニ置_一寺家_一候、随而末_ニ中
 分_ニ所_一、_{方_ニ那波_一・_{方_ニ西奥_一致_ニ興行之沙汰_一者、公平可_レ令_レ増也、}}

馬田氏はこの史料を、寺田範長が東寺に対して「開発相承文書等案」の提出を約束したものと解釈している。しかし、そのようには読めないのではないだろうか。この史料の前半部では、寺田範長は祖父法念が永仁年間の下地中分の際に、「開発相承公驗文書并北条遠州時政吹拳状等」（これが「開発相承文書等案」に相当する）を備進したと述べている。しかし、末尾部で範長が、いまだ中分されていない「那波・佐方・西奥」の興行を促進するものとして、「本職」（例名公文職等）の安堵と引き換えに東寺への提出を申し出ている文書は、「彼御下知等」である。これは具体的には「所謂中分関東御下知・六波羅施行等」にあたると考えられよう。一方、範長の祖父法念が所持していた文書を提出した結果、領家に利益を与えたという前半部分は、「然即法念子孫更不可有牢籠者也」との主張を導くために述べられているに過ぎない。この史料では、範長は、法念の「忠功」によって得られた「中分関東御下知・六波羅施行等」を提出したいと述べているのである。このように解すると、法念が「開発相承公驗文書」等を備進したとのくだりは、あくまでも「忠功」の具体例を述べているのであり、この時範長がこの文書の提出を意図して記したのではないと考えられる。したがって、範長が「開発相承文書等案」を利用しようとしていたとの解釈をこの史料から導き出すことはできないと結論できよう。なお、偽文書作成の時期についての検討が残されているが、これは馬田氏自身可能性にとどまる考えと述べており、ここで検討する必要はないと思われる。

以上、馬田氏のあげた偽文書説の論拠について検討を行った。馬田氏の論拠にはそれぞれ不十分な点が残されており、「開発相承文書等案」全体を偽文書と断定する決定的な論拠はないことだけは、指摘できたと考える。しかし、これまでの反証では、「開発相承文書等案」がそれぞれ真文書であるとする積極的な証拠も挙げえていない。この点を十分に論証することはかなり難しいが、次章では現存する史料の形態的検討を中心に、もう少し考察を進めてみたい。

三 形態的特徴の検討

まず、「開発相承文書等案」の裏花押の検討から考察を進めたい。『相生市史』第七巻の注記にもあるとおり、この史料には、史料1～4が書かれている料紙の紙継目の裏側、および史料5～7の日付記載箇所⁽⁴⁾の裏に、花押が据えられている。また、史料6に「牛窓庄司六郎」との記載があるが、これは一度「大郎」と書き、次に「大」を擦り消して「六」と書き直しており、この訂正箇所の裏にもやや小型の花押が据えられている。これらの裏花押はすべて同一人物のものと判断できる。

これらの裏花押は、永仁の下地中分の際の前領家藤原範親のものとよく似ており、彼の花押と一応判断する事ができる。特に、史料6の訂正箇所の裏に据えられた小型のものがもっともよく似ている(図1参照)。この裏花押と『花押かがみ』四に所収の藤原範親の花押(図2参照)とを比較すると、永仁三年のものがもっとも近似しており、永仁年間の相論の年代と一致する。このような花押の年代的特徴から考えれば、上島氏が論じたように、「開発相承文書等案」は永仁年間の地頭との相論の際に作成された、と考えるのがもっとも自然であろう。先述のよう

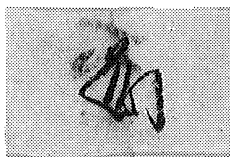


図1 史料6訂正箇所裏花押（京都府立総合資料館蔵）



①

②

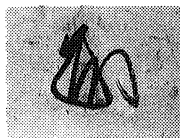
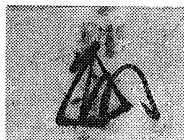
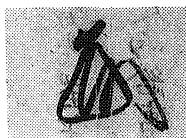
③

④

- ① 東寺百合文書り函^(*)、建長4（1252）年3月 日 藤原範親請文
 ② 松雲寺文書、永仁3（1295）年11月3日 藤原範親議状
 ③ 美吉文書、嘉元4（1306）年8月29日 沙弥信覚^{源有}讓状
 ④ 同上継目裏

（*）『大日本古文書』家わけ10-4では、り函14号として収録されているが、現在原本は東寺百合文書中にはみられない（『相生市史』第七巻、531頁参照）。

図2 藤原範親花押（『花押かがみ』四、15頁）



①

②

③

- ① 史料1継目裏 ② 史料5日付裏 ③ 史料6日付裏

この他、史料2、3、4の各継目裏、史料7の日付裏にもほぼ同形の花押がある。

図3 「開発相承文書等案」裏花押（京都府立総合資料館蔵）

に、寺田範長は、祖父法念が藤原範親と相談して「開発相承文書等案」を備進したところ永仁五年の下地中分が成立した、と述べている。馬田氏はこの史料8を、寺田範長が偽作した「開発相承文書等案」を東寺に提出することを用意して記述したものと解釈した。しかしこの史料はそのように読めず、法念が「開発相承文書等案」を備進したくんだり、功績をあげた法念の子孫である範長が所職を改替されているのはおかしいとの主張を述べる根拠としてあげられているに過ぎないことを二章で述べた。とすると、まったく事実無根の出来事を根拠としてあげるとは考えにくく、法念が範親と相談して文書を備進したことは事実と考えるのが自然であろう。しかも、裏花押の形が永仁三年のものとかかなりよく似ているのであるから、永仁年間の相論の際に、藤原範親が「開発相承文書等案」の作成にかかわっていたことはほぼ間違いないといえよう。

しかしながら、史料6の訂正箇所以外に据えられた裏花押については、藤原範親自筆のものと断定するのはやや躊躇を覚える(図3参照)。これらは、『花押かがみ』所収のものに比べて筆勢がかなり弱く、また粗雑に書かれているように思われた。また、運筆にも若干の相違がある。『花押かがみ』所収のものは、花押の中央に三角形を描いた後、下方へ降ろし、それから下方への線と重ねて上方へ返し、再び下方へ降ろしてから斜め上方へ返して三角形の外へ払うというかたちで描かれている。このような運筆の特徴は嘉元四年のものもほぼ一致する。しかし、史料6の訂正箇所以外の「開発相承文書等案」の裏花押は、三角形の内側へ降ろす第一の線と上方へ返す線とが大きく離れており、二つの線の間に三角形の底辺付近からV字もしくはU字状の空白が生じている。この他、『花押かがみ』所収のものは三角形の底辺部分が右下がりの傾きを有しているものばかりであるが、史料6の訂正箇所外の裏花押は、すべてこの箇所がかなり水平に近く描かれている。このような相違点の存在は、史料6の訂正箇所

以外の「開発相承文書等案」の裏花押が、範親以外の人物によって書かれたという疑いを生じさせる。これら裏花押の真偽についての断定は差し控えたいが、以下では、史料6の訂正箇所以外は偽の裏花押である可能性を考慮しつつ、「開発相承文書等案」の作成経緯について、形態的特徴をもとに考察を行いたい。

『相生市史』第七巻が指摘するように、現存のものは史料1〜4と史料5〜7がそれぞれ別々の筆跡で書かれている。また、史料1〜4は五枚の料紙に四通の文書が追い込みで記されており、史料5〜7はそれぞれ一枚の料紙に通ずつ文書が記されている。これらのことは、史料1〜4と史料5〜7が別人によって筆記されたものであることを示している。

これらの点を踏まえ、史料1〜4と史料5〜7との二つの部分に分けて考えると、まず、史料5〜7については、史料6の訂正箇所に藤原範親自筆の裏花押が据えられており、永仁年間に藤原範親の関与のもとで作成されたと考えてよい。そして、史料6に訂正箇所が存在することは、これらの文書に筆写の対象となった原文書が存在していたことを示している。誤写と思われる箇所は、史料7にもある。史料7の冒頭には「矢野定主」と記されているが、これは意味不明であり、原文書からの誤写と考えるのが妥当ではないだろうか。したがって史料6・7には、永仁年間の案文作成以前から原文書が存在していたと考えられる。しかし、史料5については、二章で述べたように真偽いずれとも判断のつかない問題点がある。ただ、史料5は藤原範親自筆の裏花押が据えられた史料6と同筆であるので、仮に史料5が偽文書であるとしても永仁年間より後の作成と考える余地はないであろう。

一方、筆跡の異なる史料1〜4については、裏花押が藤原範親自筆のものとは断定できず、文書自体の成立について疑問の余地を残している。仮に裏花押が偽物であるとすると、論理的には、①永仁年間作成のものに後から藤

原範親の花押に似せたものが据えられた、②藤原範親自筆の裏花押があった永仁年間作成のものを後代にそっくりそのまま筆写した、③表の文書自体が永仁年間に降にまったくの偽文書として作成された、という三通りの可能性がある。

だが、先述のように史料8では、寺田法念が「開発相承公驗文書并北条遠州時政吹拳状等」を備進したと述べられており、このうちの「北条遠州時政吹拳状」は藤原範親の自筆裏花押がある史料6に該当する。とすると、史料1〜5にあたる「開発相承公驗文書」についても、永仁年間には存在していたと考えてよいであろう。したがって、右述の③の可能性はないであろう。

しかし、①・②のいずれがより妥当な理解なのかは判断できない。ただ、いずれの可能性を採るにしても、史料の真偽についてはさらに、④史料1〜4は、史料6・7と同様に永仁年間作成の案文であって、法念・範親らが筆写の対象とした原文書が存在していた、⑤永仁年間にまったくの偽文書として作成された、の二通りの可能性が生じることになる。しかし、⑥の可能性は成り立つ余地が少ないように思われる。法念・範親らが「開発相承文書等案」を備進した永仁年間の地頭との相論は、上島、馬田両氏が指摘したように、史料1〜4が示す矢野荘の浦分地区を対象とするものではなかったからである。仮にこの時に法念らが史料1〜4をまったくの偽文書として作成したと想定すると、相論の係争地になっていない地区を対象とする偽文書をわざわざ作成したことになってしまふ。

二章で述べたように、たまたま手元にあった文書を相論の係争地とは関係ないことを自覚しつつ提出する程度ならばまだありうることといえようが、まったくの偽文書を証拠文書とならないように作成して提出するとは考えられないであろう。また、史料1〜4が追い込みで書かれていることも、少なくとも永仁年間の偽造ではないことを示

していると思われる。偽文書を作成するのであれば、一紙ものの形態で作成するのが普通なのではないか。このように考えれば、史料1〜4についても永仁年間に作成された案文であり、それ以前から原文書が存在していたといえるのではないだろうか。

以上、永仁年間の「開発相承文書等案」作成の時点で、史料5については不明だが、それ以外には筆写の対象となつた原文書が存在したと考えられることを述べた。次に問題となるのは筆写の対象となつた原文書の真偽である。そこで次章では、特に注目されてきた史料1〜4について、文書様式と記載内容の検討から考察を進めたい。

四 原文書の真偽

(1) 文書様式の検討

まず、かなりの長文になるが、史料1〜4⁽¹⁹⁾を掲げておく。

史料1 「播磨大掾奏為辰解案」

(端裏書) 「開発相承文書等案」

件₍₁₄₎ 畠桑等、依御定、已了、而有₍₁₄₎ 論、仍友重掾、留守所御判、猶守殿御下向、愁申者、不₍₁₄₎ 及₍₁₄₎

郡司力一候、

在判

大掾奏為辰謹辞請重郡裁事

請₍₁₄₎ 被₍₁₄₎ 特任₍₁₄₎ 道理₍₁₄₎ 裁定₍₁₄₎ 給₍₁₄₎、為₍₁₄₎ 掾分王、背₍₁₄₎ 留守所御外題、押妨₍₁₄₎ 不₍₁₄₎ 令₍₁₄₎ 進退₍₁₄₎、先祖相伝久富保在畠桑并年芋

等愁狀

副進 調度文書等

右件畠、為先祖相伝領地屋敷也、而從者重藤令預作間、重藤死去已、相次秋次令知作一処、今年三月死去又畢、仍擬所知間、據分王作人、号有_レ名脇押妨者、副公驗、於留守所、愁申日、彼是对問、任公驗之理、為辰被_二定与_一給事已不、擬_二領知_一一処、件據不_二承引_一、弥押妨、桑撮領年苧苧取、片端蒔畢者、重言上如_レ件、望請郡裁、所司等被_二対問_一、理非被_レ決、仍注_二事狀_一、以辭、

(一〇七五)
延久三年六月廿五日

大掾奏為辰

史料 2

「播磨国赤穂郡司奏為辰解案」

(請力)
依_レ謹、可_レ令_レ催動荒溝等之_一 (マ、)

(マ、)
從 位坂上如本在判

談後はくて如本在判

赤穂郡司解申請_レ裁事

請_レ被_二特蒙_一 裁定、且郡内人夫催令_二勤仕_一、且賜_二御外題_一作田所知当郡久富保荒井溝狀

右謹檢_二案内_一、件井溝雖_レ有_二昔跡_一、破損之後、不_二立申_一、而經_二年序_一也、凡人夫之可_二罷入_一事、無_二勝計_一者、輒依_レ非_二私沙汰_一、言上如_レ件、望請 庁裁、給_二郡内之人夫_一、件井溝令_二堞塞_一、仍注_二事狀_一、以解、

(一〇七五)
承保二年三月十六日

大掾奏為辰

史料3 「播磨国赤穂郡司秦為辰解案」

荒野開発輩、可_レ抽賞_一者也者、無_二他妨_一、永可_レ領_レ知之、

在判

赤穂郡司解申請国裁事

請_レ被_レ特依_二且公益、且以_二勲功賞_一、令_中領知_上当郡久富保字庄荒井溝荒田状

步危上老所、拾捌町余、当作伍町式段、字抽井

四至 東限、字尾朝路
西限、字母祚多和 南限、字董堂
北限、字大藏山

步危下老所、参拾式丁余、字多波田井畝

四至 東限、字董堂
西限、長尾 南限、字法師崎鷹取山
北限、字大藏多和気

副進 留守所御外題二枚

右謹檢_二案内_一、至_二于作田_一者、致_二領掌_一、於_二官物_一者、為_レ存_二公益_一、始_レ從_二去年廿日_一、于今、件井溝遠為_二宿所_一、未_二私宅罷歸_一、而尽_二五千余人_一、劫_二者_一也、(功カ)但件井、雖_レ有_二旧跡_一、為_二難所_一罷立、而經_二年序_一畢、抑件井溝為_レ体、田口自迄_二井口_一遠_二三十町_一、(許カ)其内土樋渡程五箇所、木樋野渡所五段余、山腰歩尾遠穿鑿道事式町余、其内誠無限巖破治所五段許、除_二六尺余_一也、是当保郡入部之每使、檢白者、仍言上如_レ件、望請国裁、任_二解状_一、垂_二勲功之賞_一、被_レ令_レ裁_レ定、領_二知件荒井溝流荒田等_一者、(勲カ)对_二事状_一、以解、

(二〇七五)
承保二年四月廿八日

大掾秦為辰

史料4 「播磨大掾秦為辰解案」

可^レ開發領掌^ニ之由、先判稠重、⁽⁴⁴⁾ 況宇^ニ并^ニ申^ニ 所作田官物、訴申之者、有^ニ其謂者、可^レ領^ニ知之、

散位少槻

藤原朝臣 在判

大掾奏為辰謹辭請留守所裁事

請^レ被^下任^ニ傍例^一、賜^中御外題^上、并^ニ濟官物^一地永領、当郡久富保石井流破損不作田參十町狀

副進 開發調度文書

一枚 当御任国判 一枚 前司殿国判

一枚 前司御任留守判

右謹檢^ニ案内^一、件流數^ニ集年荒田地^一、而郡司之時、勵申基立、年來耕作之程、令^ニ破損^一、依^レ不^レ及^ニ人力^一、皆悉不
作者、今年始不^レ被^レ令^レ入^ニ部檢田使^一、有^ニ官物之責^一、仍於^ニ并申^一永領地、言上如^レ件、望請、留守所被^レ垂^ニ裁
下^ニ者、將^レ仰^ニ道理^一之由、仍注^ニ事狀^一、以辭、

^(二〇七九)
承曆三年十一月三日

大掾奏為辰

まず、文書様式から若干の検討を行う。ここで注目されるのは、史料1・4が「何某謹辭……」ではじまり、
「……仍注事狀、以辭」でおわる、辞という文書様式で作成されている点である。辞の用法としては、律令制下
においては雑任以下庶民までの官司に対する上申文書の様式として公式令に規定されていたが、公式令通りの書式の
実例は残っておらず、当初から解によって代用される場合が多かったとされている。⁽²⁰⁾ また、鎌倉初期の『雑筆要

『集』⁽²¹⁾では、「謹辞」ではじまる様式は売券や借用状の書式として用いられているが、売券の文例では、「謹辞」との書き出しにもかかわらず書き止めは「以解」となっており、売券や上申文書の様式として当時一般的であった解との混同が認められる。

さて、史料1・4の辞は訴状・申請状の類であり、『雑筆要集』には見られない用法である。しかし、同様の用法と考えられるものを『平安遺文』で検索すると、三例ほど確認することができる。康保二(九六五)年三月三日「豊後国由原宮宮師僧仙照解」⁽²²⁾は由原宮宮師が国衙に対して季供田の先例通りの免除を求めたものであるが、⁽²³⁾幡由原宮師僧仙照謹辞 請国裁事」で書き出し、「仍注事状、^(以カ)□辞」で書き止められている。また、長治元(一一〇四)年一二月八日「式部史生矢集延任解」⁽²³⁾は式部史生矢集延任なる人物が御室に対して焼亡した寺院の再建への助成を求めたものであるが、「式部史生矢集延任謹辞 解申 御室裁許状」で書き出し、「仍言上子細如件」で書き止められている。そのほか、承暦二(一一七八)年七月一〇日「範俊解案」⁽²⁴⁾は訴訟相手の陳状を論難する重訴状であり、書き出しは「阿闍梨伝燈大法師位範俊解 申重進 申文事」であるが、書き止めは「仍録在状、謹辞」となっている。このように事例は少なく、また完全な辞様式と考えられるのは「豊後国由原宮宮師僧仙照解」一例のみであるが、一応一〇〜一一世紀ごろにおいて、辞が訴状・申請状の書式に用いられていたことが確認できる。すると、史料1・4は文書様式としては当時の用法と矛盾しないことが指摘できよう。

しかしここで同時に注目されるのが、「式部史生矢集延任解」や「範俊解案」が、解と混同した書き方をしている点である。このことは、すでに一一・一二世紀の交ごろには辞という様式自体が崩れはじめていた状況を示している。また、完全な辞様式の訴状・申請状としては唯一の事例となる「豊後国由原宮宮師僧仙照解」についても、

同一人物が同一内容を申請した永祚二（九九〇）年二月九日「豊後国由原宮宮師仙照解」⁽²⁵⁾は、解様式で作成されている。辞様式の訴状・申請状の数が不完全なものをあわせても三例と少ないことも考えれば、辞様式の訴状・申請状は一〇・一一世紀当時においても、解の陰に隠れたやや特殊な文書様式であったといえるのではないか。そして、このような用法は、鎌倉初期の『雑筆要集』では見られなくなっている。実際、『鎌倉遺文』を検索しても、訴状・申請状として辞様式を用いたものは建仁三（一二〇三）年に一例存在するのみで、「謹辞」という書き出しの文書自体も、一二〇年代になると全国的に見られるのは売券としての用例のみとなつてゆく。⁽²⁶⁾このような状況から考えると、史料1・4が辞様式で作成されていることは、これらが一一世紀後期作成の真文書であった可能性が高く、一二二〇年代以降作成の偽文書であった可能性は低いことを示しているといえよう。

（2） 記載内容の検討

次に、史料の内容的検討を行いたい。まず、史料1について考える。史料1は、秦為辰が播磨掾分王によって先祖相伝の畠地を押領されようとしていることを郡司に訴えた訴状である。これに対する郡司の裁定は、記述が欠けている部分が多いため文意がとりにくいが、為辰の領有権が正当であると一応認めつつも、国守の裁定次第では郡司の判断が覆されることも有りうるとする内容と考えられる。このように理解すると、この史料は為辰の領有権をはつきりと認定したものではないことになる。また、史料2も、「郡内之人夫」の動員許可を求めたものに過ぎず、直接土地の領有権を認定する証拠文書とはなっていない。

次に、史料3は、史料2と用水路再開発に関する一連のものとして、内容上密接につながっている。この史料3では「当作伍町式段」との記載に注意したい。これは、為辰が「字庄荒井溝荒田」の再開発による領有権を申請し

た五〇町内の現在の開作面積である。この記述は、「荒井溝」の再開発工事は完成したが、荒田の再開発は予定の一割程度しか進んでいなかったことを示している。つまり開発がさほど進んでいない状況を示しているのである。また、史料4は、為辰が再開発を行った土地に対する領有権の認定を求め、それが認められたことを示している。ところが、この史料では、再開発地が「石井流」の破損によって再び不作になってしまった、と述べられている。その上で、官物は納入するので領有権は認めてほしい、と願っているのである。これも為辰の再開発が必ずしも順調に進展しなかったことを示しているといえよう。

このように、史料1〜4は、直接為辰の領有権を保証するものとはなっていないかったり、再開発が必ずしも順調に進んでいない状況を示していたりする。これらを偽作されたものとするならば、なぜわざわざこのような内容で作成したのか説明がつかないのではないだろうか。この史料を偽文書と仮定すると、作成の目的はこの史料に記載された土地の領有権の由緒を主張するためと想定するのが普通であろう。しかし、この史料のなかには直接土地の領有権を保証するものとはならない文書があったり、土地の開発がうまく進んでいない状況が書き込まれたりしている。この四通の文書には、偽文書としては作成の目的に照らして必ずしも必要ではない、無駄な情報が書き込まれすぎているのではないだろうか。

このように考えると、史料1〜4には、記述内容に偽文書と断ずるにはそぐわない点が多く、少なくとも、史料1〜4全体がまったくの偽文書であるとは考えられないのである。

おわりに

以上、「開発相承文書等案」の真偽について検討を進めてきた。論旨をまとめると、史料5については不明だが、それ以外については、少なくとも永仁年間の矢野莊公文寺田法念と前領家藤原範親による案文作成時には、筆写の対象となった原文書がそれぞれ存在したと考えられること、そのうち史料1〜4については記述内容に偽文書にはふさわしくない点が多く、また文書様式も平安後期に特有のものが含まれており、全体的には平安後期に作成された真文書の案文と認められることを述べた。

しかし、この史料にはまだまだ考えなくてはならない問題が残されている。まず、史料5〜7の真偽について、検討を行うことができなかった。また久保田和彦氏が指摘した、案文作成時の改竄の可能性についても立ち入った検討が行えなかった。この改竄の可能性ともかかわると思われるが、史料3に記載された「荒井溝」の現地比定にも問題が残されている。これまで、「荒井溝」は史料3の四至記載に即して、旧相生市内地域西部の芋谷川流域に建設されたと考えられてきている。⁽²⁹⁾しかし、『相生市史』第三巻で高橋学氏は、史料3の四至記載と矛盾すること(30)を認めつつも、矢野川流域に「荒井溝」を比定した方が理解しやすいことを述べている。仮に高橋氏の想定が妥当であるとなると、史料3の四至記載箇所が、後に改竄されている可能性が生じる。しかし、これらの点の踏み込んだ検討は行えなかった。このように問題は残されており、四至など史料記載の細部ではなお検討が必要であろう。しかしながら、四章で述べたように、全体的には、史料1〜4は真文書の案文として差し支えなく、一一世紀後期の状況を示す一次史料となりうると考える。大方のご批判をいただければ幸いである。

注

- (1) 清水三男「中世における播磨矢野庄」(『中世荘園の基礎構造』、高桐書院、一九四九年、初出は一九三二年)、宮川満「矢野庄の源流」(『西播史談会々報』、一一・一二合併、一九四九年)、同「播磨国矢野庄」(柴田実編『庄園村落の構造』、創元社、一九五五年)、石母田正「封建制成立の二三の問題」(『古代末期政治史序説』上、未来社、一九五六年)、三浦圭一「秦為辰について思うこと」(『兵庫史学』二二、一九五九年)、大山喬平「中世における灌漑と開発の労働編成」(『日本中世農村史の研究』、岩波書店、一九七八年、初出は一九六一年)、松岡秀夫「矢野庄の開発について」(『播磨』五六、一九六三年)、吉田晶「平安期の開発に関する二、三の問題」(『史林』四八・六、一九六五年)、大石直正「公水主義の崩壊と領主による用水支配の成立」(豊田武編『産業史』1、山川出版社、一九六五年)、戸田芳実「在地領主制の形成過程」(『日本領主制成立史の研究』、岩波書店、一九六七年)、永原慶二「日本の中世社会」(岩波書店、一九六八年)、網野善彦「荘園公領制の形成と構造」(『日本中世土地制度史の研究』、塙書房、一九九一年、初出は一九七三年)、亀田隆之「国衙および開発領主の用水支配」(『日本古代用水史の研究』、吉川弘文館、一九七三年)、義江彰夫「保の形成とその特質」(『北海道大学文学部紀要』二二・一、一九七四年)、上島有「鎌倉時代の播磨国矢野庄について」(『古文書研究』七・八合併、一九七五年)、久保田和彦「十一・十二世紀における国司・国衙権力の国衙領支配」(『日本歴史』三八七、一九八〇年)、伊藤正義「中世初期の開発と所領形成」(『学習院史学』一六、一九八〇年)、宮川満「播磨国矢野庄の成立事情について」(『兵庫県の歴史』一八、一九八一年)、木村茂光「播磨国赤穂郡久富保の開発」(『日本古代・中世島作史の研究』、校倉書房、一九九二年、初出は一九八二年)、坂本弘巳「播磨国矢野庄」地名の考察」(相生歴史研究会『みち』四、一九八二年)、森内秀造「兵庫県相生古窯跡群について」(『日本史論叢』一〇、一九八三年、など。
- (2) 「久富保」・「矢野庄の悪党」(二)(『相生市史』第一卷、一九八四年)。
- (3) 高橋学「歴史時代の地形環境」(『相生市史』第三卷、一九八八年)。
- (4) 『相生市史』第七卷(一九九〇年)、編年文書七号。
- (5) 注(1) 前掲清水論文。
- (6) 注(1) 前掲上島論文。

(7) 東寺百合文書ト函、『相生市史』第八卷上(一九九二年)、編年文書四九二号。

(8) ここで以後の論述の便宜のため、久富保・矢野荘の伝領経過について簡単にまとめておく。詳細はさしあたり『相生市史』第一卷(一九八四年)、第二卷(一九八六年)を参照されたい。院近臣藤原顯季家領となっていた久富保は、保延二(一一三六)年に美福門院領矢野荘として立荘される。その後八条院へと伝領されるが、そのころ美福門院の御願寺歆喜光院の寺用に充てるため、荘内の半分近くが別名として割き置かれ、残りの部分は例名と呼ばれるようになった。また例名預所職(鎌倉後期の史料では領家職として現れる)は、美福門院の乳母伯耆局から彼女の孫藤原隆信へ伝えられ、以後彼の子孫が代々伝領することになった。さらに建長三(一二五一)年以降、預所職の別相伝のため、例名から相生湾岸地区が別納分として分割され、浦分と呼ばれるようになった。そして、永仁五(一二九七)年に領家藤原氏と地頭海老名氏との和与にもついで下地中分を命じる幕府下知状が出され、翌永仁六年から正安二(一三三〇)年にかけて荘内の実検・中分が実施された。以後例名東方が地頭方、西方が領家方となった。また、正安二年には、別名が龜山上皇によって南禅寺に寄進されている。その後、後宇多上皇によって正和二(一三一二)年に例名が、さらに文保元(一一三七)年に別納の浦分と重藤名が東寺に寄進され、東寺領矢野荘が成立した。しかし、浦分については、鎌倉末期には元領家藤原冬綱との相論があり、また建武二(一三三五)年には例名西奥とともに一旦南禅寺領となるなど係争が続き、その後も地頭海老名氏の勢力が強く、この地区への東寺の支配はほとんど実効性を持たなかったと考えられている。

(9) 『播磨国矢野荘』注(1) 前掲。

(10) 注(1) 前掲久保田論文。

(11) 松岡秀夫「矢野庄の開発について」、宮川満「播磨国矢野荘の成立事情について」、坂本弘巳『播磨国矢野庄』地名の考察」、森内秀造「兵庫県相生古窯跡群について」、いずれも注(1) 前掲。

(12) 中世の矢野荘域にはば相当する現在の相生市域は地形的に、相生湾に面した相生市街地が広がる葶谷川・普光沢川の流域と、やや内陸に入りながらも比較的広い平地が展開する矢野川流域との二つに分けられる。一九五四年の合併以前は、前者が旧相生市、後者が矢野村および若狭野村として行政区分されていた。

(13) 注(1) 前掲上島論文でも指摘されている。

- (14) 松浦山代文書、『鎌倉幕府裁許状集』上、六〇号。
- (15) 小早川家文書、『鎌倉幕府裁許状集』上、六六号。
- (16) 注(7)前掲。『相生市史』第七卷は、この史料を建武二(一三三五)年ごろのものと比定している。
- (17) 注(4)前掲書、五三一頁。
- (18) 注(1)前掲上島論文、注(2)前掲馬田論文。
- (19) 注(4)前掲。
- (20) 勝峯月溪『古文書学概論』(目黒書店、一九三〇年)、今江広道「上申文書」(『日本古文書学講座』2、古代編1、雄山閣、一九七八年)、所功「辞」(『国史大辞典』)。
- (21) 『統群書類従』十一下、公事部。
- (22) 柞原八幡宮文書、『平安遺文』二八五号。
- (23) 東大寺文書『平安遺文』一六三二号。
- (24) 東寺観智院文書、『平安遺文』補一七号。
- (25) 柞原八幡宮文書、『平安遺文』三三八号。
- (26) 豊後宮成家文書、建仁三(一二〇三)年八月六日宇佐公方解享(『鎌倉遺文』一三七四号)。但し、この文書も書き出しが「八幡宇佐宮大官司宇佐宿祢公房嫡子擬大官司宇佐宿祢公方解申請鎌倉殿政廳裁事」(傍線筆者)となっていて、書き止めが「言上如件、謹辞、謹言」となっており、様式はかなりくずれている。
- (27) そのほか、訴状や申請状の類ではないが「謹辞」ではじまる文書を『鎌倉遺文』で検索すると、広く上申文書の類とまとめられるものは、上意の請文としての用例が元久元(一二〇四)年まで(『鎌倉遺文』一四六五号)、紛失状としてが建保六(一二一八)年まで(『鎌倉遺文』二三六七号)、寄進状としては文永三(一二六六)年まで(『鎌倉遺文』九五六七号)、となっている。寄進状としての用例のみ比較的遅くまで残るが、これは『鎌倉遺文』全体で、九州地方の文書にのみ見られる用例である。その他、上申文書ではないが「謹辞」の書き出しをもつ用例には売券、借用状、譲状がある。売券としては南北朝期以降まで全国的に見られるが、借用状としては建仁二(一二〇二)年まで(『鎌倉遺文』一三〇二号)、譲状としては、全国的に使用されていたと判断できるのは建保五(一二一七)年の紀伊国の

事例(『鎌倉遺文』二二九八号)までで、以後は九州でのみ鎌倉末期まで存在している。このように見てくると、九州以外の地域では、「謹辞」で書き出される文書は、売券を除いてはほぼ一二二〇年代に入るところには姿を消していったと考えられる。

(28)

注(1) 前掲久保田論文。氏は史料1に、「先祖相伝久富保在畠桑并年亨」と記されている箇所について、この史料が土地制度としての保の初見史料であることから考えて、「久富保」が「先祖相伝」とかなり以前から存在していたように読める点はおかしく、この箇所の「久富保」の三文字は案文作成時の加筆であるとしている。

(29)

松岡秀夫「矢野庄の開発について」、坂本弘巳『播磨国矢野庄』地名の考察、いずれも注(1) 前掲。

(30)

注(3) 前掲論文。

(大学院前期課程学生)